

2017 イーハトーブ レディース 駅伝



「2017イーハトーブレディース駅伝」を次のとおり開催します。

部門は、レディースの部、シニアレディースの部、小学生の部の三つがあります。自然豊かな花巻を仲間や家族と走ってみませんか。

【開催日】10月15日(日)

区分	レディースの部	シニアレディースの部
参加資格	16歳以上の女性(高体連、学連、実業団連盟の登録選手は参加できません)	40歳以上の女性(実業団連盟の登録選手は参加できません)
チーム編成	1チーム正選手5人・補欠選手2人	
スタート	午前10時	
コース	市役所本庁舎～花巻温泉(15*。5区間)	
参加料	1チーム6,500円(保険料ほか)	

区分	小学生の部(低学年)	小学生の部(高学年)
参加資格	小学1～3年生1人または2人と大人1人。男女は問いません	小学4～6年生1人または2人と大人1人。男女は問いません
スタート	午前10時15分	午前10時10分
コース	花巻温泉周回コース(2*。)	
参加料	2人チーム2,500円(保険料ほか)、3人チーム3,500円(保険料ほか)	

【申込期限】9月1日(金)当日消印有効

※申し込み方法など詳しくは下記へ【問い合わせ】本庁スポーツ振興課(☎24-2111内線296)

- 乳幼児：就学前の児童
- 小学生：小学1年生から6年生までの児童
- 妊産婦：妊娠5カ月に達する月の初日から出産(流産・死産を含む)した月の翌月末日までの人
- 重度心身障がい者：身体障がい者手帳1級・2級、障がい基礎年金1級、特別障がい給付金1級、療育手帳A、特別児童扶養手当1級のいずれかに該当する人
- 心身障がい児：身体障がい者手

- 帳3級～6級療育手帳B、特別児童扶養手当2級、精神障がい者保健福祉手帳1級～3級のいずれかに該当し、18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童
- ひとり親家庭：配偶者のいない人で18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童を扶養している人(配偶者が重度心身障がい者の場合も含む)とその児童、父母のいない児童
- 寡婦(夫)：配偶者のいない人で、以前ひとり親として18歳未満の児童を扶養していた70歳未満の人

医療費助成の所得制限限度額 (単位:千円)

扶養人数	乳幼児	小学生(父母)および妊産婦(本人・監護者)		重度心身障がい者心身障がい児		ひとり親家庭・寡婦	
		本人	監護者	本人	監護者	本人	監護者
0人	所得制限なし	2,720	3,954	6,637	1,920	2,360	
1人		3,100	4,334	6,886	2,300	2,740	
2人		3,480	4,714	7,099	2,680	3,120	
3人		3,860	5,094	7,312	3,060	3,500	
4人		4,240	5,474	7,525	3,440	3,880	
5人		4,620	5,854	7,738	3,820	4,260	

- 前年の所得と扶養親族などの人数で判定します
- 老人控除対象配偶者や老人扶養親族、特定扶養親族がいる場合は限度額に加算があります

【問い合わせ・申請】
▽本庁国保医療課(☎24-2111内線5333・5334)
▽各総合支所健康福祉係
大迫(☎48-2111内線142)
石鳥谷(☎45-2111内線227)
東和(☎42-2111内線222)

申請には対象者の保険証、印鑑、預金通帳のほか、受給資格を確認できるもの(障がい者手帳や児童扶養手当証書など)が必要です。

限を超える場合は、受給者証の交付を受けることができません。

所得制限を超え、昨年度は受給者証の交付を受けられなかった人でも、平成28年中の所得が制限内であれば、申請により交付を受けられます。

医療費受給者証を交付します

市では、次に該当する人の医療費を助成しています。

70歳以上75歳未満の人の高額療養費自己負担上限額(1カ月)

所得区分	外来(個人単位)	入院+外来(世帯単位)	
		80,100円	※医療費総額が267,000円を超えた場合 80,100円+(医療費総額-267,000円)×1% 〔多数該当(*1)44,400円〕
現役並み所得者	44,400円	80,100円	※医療費総額が267,000円を超えた場合 80,100円+(医療費総額-267,000円)×1% 〔多数該当(*1)44,400円〕
一般	12,000円	44,400円	
住民税非課税	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ(*2)	8,000円	15,000円

8月から

所得区分	外来(個人単位)	入院+外来(世帯単位)	
		80,100円	※医療費総額が267,000円を超えた場合 80,100円+(医療費総額-267,000円)×1% 〔多数該当(*1)44,400円〕
現役並み所得者	57,600円	80,100円	※医療費総額が267,000円を超えた場合 80,100円+(医療費総額-267,000円)×1% 〔多数該当(*1)44,400円〕
一般	14,000円 ※年間上限144,000円	57,600円	〔多数該当(*1)44,400円〕
住民税非課税	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ(*2)	8,000円	15,000円

*1_過去12カ月に同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降から適用される限度額です

*2_年金収入が80万円以下の場合など

国民健康保険制度には、加入者が1カ月に負担した医療費の額が一定の金額を超えた場合、申請することで、超えた分を払い戻す「高額療養費」制度があります。

今回、高齢者と若者の間での医療費負担の公平を図るため、負担能力に応じた負担となるよう70歳以上75歳未満の人の自己負担上限額が見直されました。本年8月診

療分から適用となります。

※70歳未満の人の自己負担限度額に変更はありません

【問い合わせ・申請】
▽本庁国保医療課(☎24-2111内線5332)
▽各総合支所健康福祉係
大迫(☎48-2111内線142)
石鳥谷(☎45-2111内線228)
東和(☎42-2111内線222)

8月から高額療養費の限度額が変わります

70歳以上75歳未満の国保加入者

ツキノワグマに注意!

本年度、市内でのツキノワグマの目撃情報は、6月末時点で94件となっています。県では、6月21日時点で9件の人身被害が発生したことを受け、県全域に「ツキノワグマの出没に関する注意報」を発表しました。

ツキノワグマによる人身被害などを防ぐためには、住宅や通学路などの周辺にあるやぶの刈り払いを行い、見通しをよくすることなどの対策が必要です。

また、次のような対策で被害に遭わないようにしましょう。

クマに遭わない工夫をしよう

- クマの行動が活発な朝夕や霧が出ているときは特に注意する
- 鈴、笛、ラジオなど音のするものを身に着け、人の存在を知らせる
- 時々辺りに注意を払い、クマのふんや足跡を見つけたらすぐに引き返す
- 子グマを見つけたら、そっと立ち去る(近くに親グマがいて危険)

もしクマに遭ってしまった場合

- 慌てず騒がずクマを刺激しない

- 急に立ち上がったたり、大声を出したり、物を投げつけたり、背中を見せて走って逃げたりしない
- クマの動きを見ながらゆっくり後退する

クマを引き寄せないために

- 人家の周りに生ごみなどを捨てない
- 農作物を早めに収穫し、収穫の残りかすを放置しない
- 山やキャンプなどで発生したゴミは持ち帰る
- 墓地のお供え物などは持ち帰る

【クマに関する問い合わせ・相談】

- ▷農村林務課(☎24-2111内線6278)
- ▷各総合支所産業係
大迫(☎48-2111内線164)
石鳥谷(☎45-2111内線242)
東和(☎42-2111内線325)
- ▷県南広域振興局花巻保健福祉環境センター(☎22-4921)
- ▷花巻警察署(☎23-0110)